

定 款

(令和6年4月1日施行)



社会福祉法人 埼玉県社会福祉事業団

社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、利用者、職員、地域社会がお互いに支えあい、共に歩む施設を目指し、地域福祉に貢献するとともに、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(ア) 児童養護施設

埼玉県立児童養護施設上里学園、埼玉県立児童養護施設おお里及び埼玉県立児童養護施設いわつきの管理・経営

(イ) 乳児院

いわつき乳児院の設置経営

(ウ) 福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設及び障害者支援施設

埼玉県立嵐山郷の管理・経営

(エ) 障害者支援施設

障害者支援施設花園、障害者支援施設あげお、障害者支援施設皆光園、障害者支援施設そうか光生園及び障害者支援施設あさか向陽園の設置経営

(2) 第二種社会福祉事業

(ア) 身体障害者福祉センターA型

埼玉県障害者交流センターの管理・経営

(イ) 保育所

嵐山しらこぼと保育園の設置経営

(ウ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律にいう障害福祉サービス事業

（花園、あげお、嵐山郷、皆光園、そうか光生園、あさか向陽園、あすなる学園）

(エ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法にいう相談支援事業

（あげお、嵐山郷、そうか光生園、あすなる学園）

(オ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律にいう地域活動支援センター

を経営する事業（皆光園、そうか光生園）

(カ) 児童福祉法にいう子育て短期支援事業（上里学園、おお里、いわつき）

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団という。

(経営の原則)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の主たる事務所を埼玉県比企郡嵐山町古里 1 8 4 8 番地に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を次のとおり置く。

- (1) 埼玉県児玉郡上里町三町 1 8 3 番地
- (2) 埼玉県熊谷市中恩田 2 8 9 番地
- (3) 埼玉県さいたま市岩槻区徳力 2 0 6 番地
- (4) 埼玉県深谷市小前田 2 6 9 1 番地
- (5) 埼玉県上尾市平塚 8 2 0 番地
- (6) 埼玉県深谷市人見 1 9 9 8 番地
- (7) 埼玉県草加市柿木町 1 2 1 5 番地 1
- (8) 埼玉県朝霞市青葉台 1 丁目 1 0 番地 6 0
- (9) 埼玉県さいたま市浦和区大原 3 丁目 1 0 番地 1
- (10) 埼玉県北本市中丸 1 0 丁目 5 4 番地 2

第 2 章 評議員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 1 6 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、職員 1 名、外部委員 2 名の合計 4 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第 7 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期

の満了する時までとすることができる。

- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 8 条 評議員に対して、一人あたりの各年度の総額が41,400円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成等)

第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置く。
- 3 議長は、その都度評議員の互選で定める。

(権限)

第 10 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議

員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

（役員及び会計監査人の定数）

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 8名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事のうち1名を副理事長とすることができる。

4 この法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）

第16条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4 副理事長は、理事長を補佐する。

（監事の職務及び権限）

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調

査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第 19 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第 20 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 21 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第 22 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第 23 条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理事会

(構成等)

第 24 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 理事会に議長を置き、理事長をもってあてる。

(権限)

第 25 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第 26 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 27 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 28 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 29 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の 3 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 10,000,000円

(2) 建物

ア いわつき

主である建物

埼玉県さいたま市岩槻区大字徳力字西206番地2所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建家屋番号206番2の寄宿舍(129.88平方メートル)

イ 花園

主である建物

(ア) 埼玉県深谷市小前田字植松2691番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建家屋番号2691番1の1の作業場(780.61平方メートル)

附属建物

(イ) 符号1 鉄骨コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建の作業場・倉庫(138.32平方メートル)

(ロ) 符号18 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建の作業場(296.31平方メートル)

(ハ) 符号19 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建の作業場(80.88平方メートル)

(ニ) 符号21 鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺2階建の寄宿舍(1階1,503.82平方メートル、2階996.05平方メートル)

主である建物

(ホ) 埼玉県深谷市小前田字植松2691番地1、2691番地3所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建家屋番号2691番1の4の事務所・寄宿舍(1階1,495.76平方メートル、2階1,173.36平方メートル)

附属建物

(ヘ) 符号1 コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建のプロパン庫(7.26平方メートル)

(ヘ) 符号2 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建の鶏舎(52.99平方メートル)

主である建物

(コ) 埼玉県深谷市小前田字植松2691番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建家屋番号2691番1の3の共同住宅・寄宿舍(1階195.61平方メートル、2階210.48平方メートル)

附属建物

(ク) 符号1 コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建のプロパン庫(4.80平方メートル)

主である建物

(ケ) 埼玉県深谷市小前田字植松2691番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建家屋番号2691番1の5の寄宿舍(1,570.34平方メートル)

ウ あげお

主である建物

(ア) 埼玉県上尾市二ツ宮1091番地2所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建家屋番号1091番2の共同住宅(1階186.30平方メートル、2階141.75平方メートル)

附属建物

- (イ) 符号1 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建の物置 (13.73 平方メートル)
- (ウ) 符号2 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建の物置 (9.19 平方メートル)

主である建物

- (エ) 埼玉県上尾市大字原市字八番耕地1428番地1、埼玉県上尾市大字平塚字西原820番地1所在の鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき2階建家屋番号1428番1の寄宿舍 (1階3,488.73 平方メートル、2階2,305.03 平方メートル)

附属建物

- (イ) 符号1 鉄骨造ステンレス鋼板ぶき平家建のポンプ室 (8.10 平方メートル)
- (ウ) 符号2 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建の物置 (18.00 平方メートル)

エ 皆光園

一棟の建物

- (ア) 埼玉県深谷市人見字前柳沢1998番地、1999番地2所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建 (1階3207.49 平方メートル、2階333.96 平方メートル)のうち、次の部分

専有部分の建物

- (イ) 家屋番号 人見1998番の3鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建の養護所 (1階2680.57 平方メートル、2階326.37 平方メートル)

附属建物

- (ウ) 符号1 深谷市人見字前柳沢2006番地2鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建の車庫 (80.00 平方メートル)
- (エ) 符号2 深谷市人見字前柳沢2006番地1軽量鉄骨造スレートぶき平家建の物置 (6.44 平方メートル)

主である建物

- (イ) 埼玉県深谷市人見字前柳沢1998番地所在のコンクリートブロック造陸屋根平家建家屋番号1998番の2のポンプ室 (9.10 平方メートル)

オ そうか光生園

一棟の建物

- (ア) 埼玉県草加市柿木町字竹1215番地1所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建 (1階3311.07 平方メートル、2階420.48 平方メートル)のうち、次の部分

専有部分の建物

- (イ) 家屋番号 柿木町1215番1の1鉄筋コンクリート造1階建の事務所 (1階部分69.32 平方メートル)

附属建物

- (ウ) 符号1 草加市柿木町字竹1215番地1鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建の車庫・倉庫 (104.82 平方メートル)

(エ) 符号2 草加市柿木町字竹1 2 1 5番地1 鉄筋コンクリート造コンクリート屋根平家建のゴミ置場 (12.00 平方メートル)

専有部分の建物

(オ) 家屋番号 柿木町1 2 1 5番地1 の3 鉄筋コンクリート造1階建の食堂 (1階部分 297.73 平方メートル)

専有部分の建物

(カ) 家屋番号 柿木町1 2 1 5番地1 の4 鉄筋コンクリート造1階建の事務所・保健室 (1階部分 250.13 平方メートル)

専有部分の建物

(キ) 家屋番号 柿木町1 2 1 5番地1 の5 鉄筋コンクリート造1階建の作業所 (1階部分 86.35 平方メートル)

専有部分の建物

(ク) 家屋番号 柿木町1 2 1 5番1 の6 鉄筋コンクリート造1階建の訓練室 (1階部分 239.54 平方メートル)

専有部分の建物

(ケ) 家屋番号 柿木町1 2 1 5番1 の7 鉄筋コンクリート造1階建の寄宿舍 (1階部分 779.97 平方メートル)

専有部分の建物

(コ) 家屋番号 柿木町1 2 1 5番1 の8 鉄筋コンクリート造1階建の寄宿舍 (1階部分 562.38 平方メートル)

専有部分の建物

(ク) 家屋番号 柿木町1 2 1 5番1 の9 鉄筋コンクリート造1階建の事務所・訓練室 (2階部分 225.68 平方メートル)

附属建物

(シ) 符号1 鉄筋コンクリート造1階建の便所 (2階部分 14.90 平方メートル)

専有部分の建物

(ス) 家屋番号 柿木町1 2 1 5番1 の10 鉄筋コンクリート造1階建の検査室・寄宿舍 (2階部分63.67平方メートル)

カ あさか向陽園

一棟の建物

(ア) 埼玉県朝霞市青葉台一丁目2番地1 3 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 (3,306.32 平方メートル) のうち次の部分

専有部分の建物

(イ) 家屋番号 青葉台一丁目2番1 3の3 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建の養護所 (93.53 平方メートル)

専有部分の建物

(ウ) 家屋番号 青葉台一丁目2番1 3の4 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建の養護所 (32.34 平方メートル)

専有部分の建物

- (エ) 家屋番号 青葉台一丁目2番13の5 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建の養護所
(19.18平方メートル)

専有部分の建物

- (オ) 家屋番号 青葉台一丁目2番13の6 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建の養護所
(431.79平方メートル)

専有部分の建物

- (カ) 家屋番号 青葉台一丁目2番13の7 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建の養護所
(2,245.89平方メートル)

(3) 土地

ア 埼玉県深谷市人見字政所1659番2 911平方メートル(地目:畑)

イ 埼玉県深谷市人見字前柳沢1998番1 6,230.32平方メートル(地目:宅地)

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
4 公益事業用財産は、第37条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、埼玉県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、埼玉県知事の承認は必要としない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 33 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 6 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第 2 条の 39 に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、また、従たる事務所に 3 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 34 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 35 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める会計規程により処理する。

(臨機の措置)

第 36 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 7 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 37 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を

行う。

(1) 障害者歯科診療所

障害児者を対象とした歯科診療所の運営（嵐山郷、皆光園、そうか光生園、あさか向陽園）

(2) 聴能言語訓練

聴覚障害児を対象とした聴能言語訓練の実施（皆光園、そうか光生園）

(3) 日中一時支援事業

障害児者を対象とした日中の一時支援（花園、あげお、嵐山郷）

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解 散

（解散）

第 38 条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第 39 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、埼玉県に帰属する。

第9章 定款の変更

（定款の変更）

第 40 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、埼玉県知事の認可（社会福祉法第45条の3第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を埼玉県知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

（公告の方法）

第 41 条 この法人の公告は、社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第 42 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

- 1 この定款は、昭和47年10月2日から施行する。
- 2 この法人設立当初の役員は次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なくこの定款にもとづき、役員を選任を行うものとする。

附 則

この定款は、昭和48年7月12日から施行する。

附 則

この定款は、昭和49年9月18日から施行する。

附 則

この定款は、昭和50年9月19日から施行する。

附 則

この定款は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和56年5月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和57年4月1日から施行する。ただし、第1条第1項(1)の規定の施行期日は、理事長が定める。

附 則

この定款は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和60年11月28日から施行する。

附 則

この定款は、昭和61年6月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成6年9月13日から施行する。
- 2 ただし、第4条第1項の改正規定により新たに選任された理事の任期は、第11条第1項の規定に

かかわらず、平成6年10月1日までとする。

附 則

この定款は、平成10年3月31日から施行する。

附 則

この定款は、平成11年10月6日から施行する。

附 則

この定款は、平成11年12月21日から施行する。

附 則

この定款は、平成12年12月18日から施行する。

附 則

1 この定款は、平成15年3月20日から施行する。ただし、第7条第1項及び第2項、第11条並びに第3章の変更規定は平成15年4月1日から施行する。

2 平成15年4月1日に就任した評議員の任期は、変更後の定款第17条第1項の規定にかかわらず、平成16年10月1日までとする。

附 則

この定款は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成16年6月22日から施行する。

附 則

この定款は、平成17年1月5日から施行する。

附 則

この定款は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この定款は、平成20年10月2日から施行する。

2 平成20年10月2日に就任した理事、評議員及び監事の任期は、第6条第1項及び第17条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この定款は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、第29条の変更規定は平成28年12月15日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、令和4年11月9日から施行する。

附 則

この定款は、令和6年4月1日から施行する。